



お知らせ

都市計画の変更案の縦覧

都市政策課

☎229-3181 📠229-3336

縦覧期間 9月10日(火)～24日(火)

内容 津都市計画公園の変更(観音寺公園(久居元町))、津都市計画道路の変更(津海岸御殿場線)

縦覧場所 都市政策課

意見書の提出 縦覧期間中、住民と利害関係人は意見書を提出できます。

9月10日は屋外広告の日

都市政策課

☎229-3290 📠229-3336

看板などの広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠ですが、無秩序に設置すると自然の景観や街の美観を損なうことにもなりかねません。また、管理が適切でない場合は転倒や落下により歩行者等に危害を加える恐れもあります。



このため、広告物の設置場所・大きさ・規格は、三重県屋外広告物条例で規制されており、設置するには市の許可が必要です。また、自身の店舗や営業所の敷地内に広告物を設置する場合も、表示面積が1方向につき10㎡を超える場合は許可が必要になります。

なお、貼り紙などの簡易なものを除く全ての屋外広告物には点検が義務付けられています。広告物の安全性を確保し事故を防ぐため、適正な管理、点検をお願いします。

アスト駐車場の臨時休業

商業振興労政課

☎229-3225 📠229-3335

電気設備の停電点検に伴い、以下の期間、臨時休業します。ご理解のほどお願いします。



休業日時 9月12日(木)5時～7時

9月20日はバスの日

交通政策課

☎229-3289 📠229-3336

明治36(1903)年9月20日に京都市で乗合自動車の運行が始まり、この日が日本のバス事業の始まりといわれています。

路線バスは学生や高齢者をはじめ、車などを持たない人にとって不可欠な移動手段です。また、多くの人が乗り合うと、それぞれが車を使用するよりも排出されるCO₂が少なくなるため、環境に優しい乗り物といえます。しかし、路線バスの利用者は減少傾向にあり、廃止や減便となる路線が出てきています。路線バスを未来の津市に残していくためにも、ぜひご利用ください。

9月の献血(400ml)

地域医療推進室

☎229-3372 📠229-3018

とき 9月27日(金)9時30分～11時20分、12時50分～16時30分
ところ 津リージョンプラザ1階 出会いの広場北側

対象 男性17～69歳、女性18～69歳で男女とも体重が50kg以上の人 ※65歳以上は、60～64歳の間に献血経験のある人
※予防接種を受けた人は、ワクチンの種類によって献血ができない期間があります。詳しくはお問い合わせください。

市民清掃デー(津地域)

環境政策課

☎229-3258 📠229-3354

とき 9月29日(日)7時～9時
※小雨決行、荒天時は10月6日(日)に延期
ところ 津地域の道路や公園など

高茶屋出張所の移転

地域連携課

☎229-3110 📠229-3366

高茶屋出張所は9月30日(月)から高茶屋市民センター内(高茶屋四丁目37-59)に移転します。電話番号に変更はありません。

新築木造住宅に補助

林業振興室

☎262-7025 📠264-1000

津市産木材を一定量以上使用し、市内で個人住宅を新築する人を対象に、建築費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。



対象建築物

- 主要部材に地域産材を材積の60%以上または12㎡以上使用していること
 - 交付決定後に着手し、令和6年度内に棟上げまで完了すること
- 補助金額 地域産材の使用量1㎡当たり2万5,000円(上限30万円)

申込方法 林業振興室または農林水産政策課、各総合支所地域振興課にある申請書類に必要事項を記入し提出 ※申請書類は市ホームページからもダウンロード可

屋外焼却の禁止

環境保全課

☎229-3259 📠229-3354

ごみの焼却は、原則禁止されています。ごみを焼却すると、悪臭や煙が発生し、近隣の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類が発生するなどの問題もあります。家庭で出たごみは決められた収集日に出してください。



例外として、風俗慣習や宗教上の行事を行うために必要な焼却や農林漁業を営むためにやむを得ない焼却などがありますが、この場合も近所迷惑にならないよう、風向きや付近の状況に十分な配慮をお願いします。

法律に違反してごみを焼却した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。